

意匠の戦略的出願について

2016年10月5日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. 意匠権の権利範囲

少し前まで、「意匠の権利範囲は狭いので、意匠権をとってもあまり意味がない」と、よく言われていました。せっかく意匠権を取得しても、デザインを少し変えて製造・販売等されると、意匠権の権利範囲外となって侵害行為を差し止めることができませんでした。

例えば、図1(a)の椅子は、湾曲した背もたれと肘掛け部分に特徴がありますが、座部や脚部は取り立てて特徴の無いありふれた形状です。この椅子を、図1(b)に示すように背もたれや肘掛けの特徴ある形状をそのまま真似して、特徴の無い座部や脚部のデザインを変えて製造・販売されると、意匠全体としては非類似となって意匠権侵害として権利行使することができませんでした。

【図1】



[意匠登録第 1557137 号] いす

2. 部分意匠制度・関連意匠制度の導入

このような侵害の状況に鑑みて、特徴部分の模倣を防止することと、意匠権の類似範囲を広くすることを目的として、部分意匠制度・関連意匠制度が導入されました。

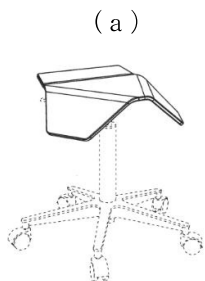
2-1 部分意匠制度の導入

法改正前は、物品の部分は、独立して取引の対象になり得ないとして意匠法の保護対象外でした。そのため、上記のように独創的で特徴ある部分を取り入れつつ、意匠全体で非侵害となるような巧妙な模倣が横行していました。

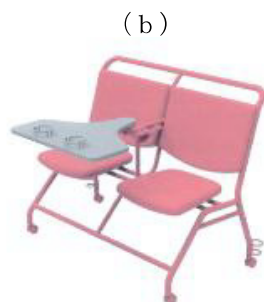
そこで、物品の部分についても権利取得ができるように部分意匠制度が導入されました。これによって、特徴部分の模倣行為に対しても権利行使が可能となり、また意匠の特徴部分ごとに意匠権を取得することができるようになりました。

図2は、部分意匠として登録された意匠図面の例です。(a)は、意匠登録を受けようとする部分を実線で表しています。(b)も、同じく部分意匠の出願図面ですが、赤く着色された部分以外の部分(灰色部分)を意匠登録を受けようとする部分として特定しています。

【図2】



[意匠登録第 1482978 号]
椅子



[意匠登録第 1482088 号]
テーブル付きいす

2-2 関連意匠制度の導入

関連意匠制度とは、一のデザインコンセプトから創作されたバリエーションの意匠について、創作の観点から本意匠と同等の価値を有するものとして保護し、各々の意匠について権利行使することを可能にした制度です。関連意匠制度が登録されると、関連意匠の類似範囲まで権利範囲を拡大することができます。

【図3】 (a) 本意匠



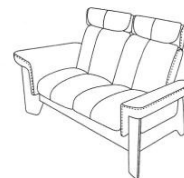
[意登第 1459926 号]
いす

(b) 関連意匠 1



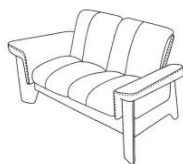
[意登第 1460079 号]
いす

(c) 関連意匠 2



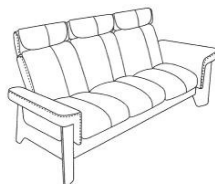
[意登第 1460080 号]
ソファー

(d) 関連意匠 3



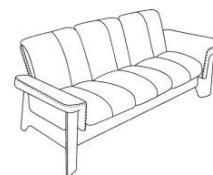
[意登第 1460081 号]
ソファー

(e) 関連意匠 4



[意登第 1460082 号]
ソファー

(f) 関連意匠 5



[意登第 1460083 号]
ソファー

3. 戦略的意匠出願

このように部分意匠制度・関連意匠制度が導入されたことにより、これらの制度を効果的に活用して広い範囲で意匠権を取得できるようになりました。以下、戦略的意匠出願について詳細に説明します。